

令和 2 年度第 2 回尾張東部圏域保健医療福祉推進会議 における議題・報告事項についての説明書

1 議題

愛知県地域保健医療計画の中間見直しについて（資料 1）

問い合わせ先

愛知県保健医療局医療計画課 医療計画グループ

TEL 052-954-6265

（議題の説明）

資料 1 「愛知県地域保健医療計画の中間見直しについて」をご覧ください。

「1 趣旨」に記載されている通り、医療計画は医療法第 30 条の 6 の規定により、3 年ごとに中間見直しをすることになっており、本年 2020（令和 2）年は策定後 3 年目にあたることから、本来であれば今年度中に見直しを行うこと作業を終えるはずでした。

次の「2 策定期等」を御覧下さい。

一番下の※欄に記載のとおり、2020（令和 2）年 5 月 12 日付けで 厚生労働省から「今般の新型コロナウイルス感染症の国内における感染状況等を考慮し、（中略）見直しの議論を令和 2 年度内に終えることができず、見直し後の医療計画の適用が、令和 4 年度以降になったとしても差し支えないものとする。」旨の通知があり、県医療計画の策定期を 2021（令和 3）年度中とすることになりました。

なお中間見直し後の計画期間は 2023 年度までとなります。

当尾張東部医療圏の計画は県計画の記載内容を反映させ、県計画と同じく 2021（令和 3）年度中に策定することになります。

「3 今回の見直しのポイント（県計画）」を御覧下さい。

下の表にありますように、大きくは次の

- ① 各項目の時点修正。
- ② 医療計画の策定後、新たに計画へ位置づけることとなった「外来医療計画」と「医師確保計画」について、概要版を追加。
- ③ 「高齢者健康福祉計画」など、医療計画策定以降に更新されている計画との整合を図り、引き続き 5 疾病・5 事業及び在宅医療の取組を推進することとし、必要に応じて目標値の見直しを実施。

以上 3 点の見直しを実施いたします。

なお、「基準病床数」については、国から示される算定方式に変更がないことから、見直しを行いません。

「4. 見直し体制」を御覧下さい。

見直しの体制についてはこちらの表のとおりですが、体制については現行計画の策定期と同じです。

「**5. 今後のスケジュール（案）**」を御覧下さい。

スケジュールについては概ねこの表のとおりとなります。

なお、本医療圏での計画策定の具体的な進め方としては、まずは7～8月頃を目途に行う「圏域保健医療福祉推進会議」で原案を審議することになりますが、必要に応じて「計画策定委員会」を設置して検討する場合があります。

そしてここで審議した原案を基に、8～9月頃に医療体制部会で審議、その後パブリック・コメントを経て、年度末までに県計画・医療圏計画の見直しを実施することになります。

説明は以上です。

2 報告事項

愛知県地域保健医療計画の別表の更新について（資料 2-1、2-2）

問い合わせ先

愛知県瀬戸保健所総務企画課 総務・企画グループ

TEL：0561-82-2196

（報告事項の説明）

愛知県地域保健医療計画別表（医療計画に記載されている医療機関名）の概要について説明します。

愛知県の保健医療対策の今後の基本方針を示し、さまざまな保健医療サービスを適正に提供することができる体制づくりを目的としました愛知県地域保健医療計画ですが、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患といった5疾病、それから救急医療、災害医療、周産期医療、小児医療、へき地医療の5事業及び在宅医療を提供する個々の医療機関名につきましては、もともと医療計画の冊子の本文中、或いは体系図の方に医療機関名が記載されておりましたけれども、医療機関の数及び内容といったものが多数に及び、本文中の記載が困難になったため、「別表」という形で別冊にしております。

この別表というものは、全体で30数ページに及びますけれども、各医療機関からの報告、或いは県庁が行う調査等で変更が判明次第、随時更新をしております。そして、更新が行われましたら直近のこの圏域推進会議に御報告することになっておりますが、今回は、令和2年10月7日に更新がされましたので、変更のあった部分を報告いたします。

資料2-1の2「脳卒中」の体系図に記載されている医療機関名の「回復期リハビリテーション機能を有する医療機関」を御覧下さい。ここの表中において「脳血管疾患等リハビリテーション料を算定している病院」に記載がありました青山病院さんですが、届出により「回復期リハビリテーション病棟の届出病院」への記載に変わっております。

続いて下の11地域医療支援病院として承認された医療機関名を御覧下さい。

当圏域の地域医療支援病院として、令和2年3月24日付けで新たに旭労災病院が追加されております。

これ以外の部分につきましては、この医療圏に関しましては異動がありません。

なお、資料の2-2として、今回の更新を踏まえた別表の最新版を添付させていただいております。